



発行 新潟県

第73号

平成26年9月19日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 1300 鳥獣保護区の存続期間更新及び区域変更(環境企画課)
- 1301 鳥獣保護区特別保護地区の指定(環境企画課)
- 1302 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1303 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 1304 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の休止届(障害福祉課)
- 1305 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1306 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 1307 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 1308 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1309 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1310 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1311 土地改良事業計画の適当決定(農地計画課)
- 1312 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1313 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)
- 1314 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 1315 公共測量の実施通知(監理課)
- 1316 公共測量の実施通知(監理課)
- 1317 公共測量の実施通知(監理課)
- 1318 道路の区域変更(道路管理課)
- 1319 道路の供用開始(道路管理課)
- 1320 道路の区域変更(道路管理課)
- 1321 道路の供用開始(道路管理課)
- 1322 道路の区域変更(道路管理課)
- 1323 道路の供用開始(道路管理課)
- 1324 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 1325 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)
- 特定調達契約の落札者等(環境対策課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業振興課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

30 個人演説会等を開催することができる施設の異動及び指定取消報告（選挙管理委員会）

告 示**◎新潟県告示第1300号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、松之山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新し、同条第1項により、指定した松之山鳥獣保護区の区域を次のとおり変更する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 松之山鳥獣保護区**(1) 区域**

十日町市松之山新山地内の国道353号線と市道千年大荒戸線との交点を起点とし、同市道を北に進み市道松口大荒戸線との交点に至る。ここから同市道を東に進み市道松口松之山線との交点に至り、さらに同市道を東に進み松口地内で一般県道松代松之山線との交点に至る。ここから同県道を南に進み松口橋を渡り市道松口坪野線との交点に至る。ここから同市道を東に進み市道五十子平三桶線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み国道353号線旧道との交点に至る。ここから旧国道を東に進み一般県道五十子平真田線・市道高館東川線との交点に至り、同市道を南に進み東川地内で一般県道天水島東川線との交点に至る。ここから同県道を西に進み天水島地内にて国道405号線との交点に至る。ここから同国道を西に進み三方峠に至る。ここから稜線に沿って北東に進み、独立標高（724メートル）・岩見堂・三角点（737.9メートル）・大松山を経て湯峠に至る。ここから市道湯本兎口線を北東に進み兎口地内で市道浦田松之山線に至り、同市道をさらに北東に進み市道黒倉松之山線との交点に至る。ここから同市道を西に進み市道赤羽線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、新山地内で国道353号線との交点に至る。ここから同国道を北西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針**ア 指定区分**

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は広葉樹林、針葉樹林などが好適に配置されるなど林相の変化に富む地域であり、野生鳥獣の生息には極めて適した自然環境である。アカショウビンをはじめ多様な鳥獣が生息している。また、絶滅危惧種であるブッポウソウの県内での数少ない繁殖地域であることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、「森の学校」キョロロを主体として「松之山野鳥愛護会」県愛鳥モデル校の「市立松之山中学校」の自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

◎新潟県告示第1301号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規程により、鳥獣保護区特別保護地区を次のとおり指定する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 粟島鳥獣保護区立島特別保護地区

(1) 区域

岩船郡粟島浦村地内の長手鼻を起点とし、ここから海岸線を北に進み通称カクシ島に至る。ここから稜線を東に進み村道28号線に至る。ここから同村道を南に進み丸山山頂(184メートル)から東に伸びる稜線との交点に至る。ここから同稜線を西に進み丸山山頂を経て、さらに稜線を西に進み起点と結ぶ内部一円とする。(ただし、長手鼻からカクシ島までの範囲の海上にある岩礁を含む。)

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団繁殖地

イ 指定目的

粟島鳥獣保護区のうち、特にオオミズナギドリ、ウミウなどの海鳥の繁殖の中心となっている地域について特別保護地区に指定し、これらの海鳥の繁殖を保全する。

ウ 管理方針

オオミズナギドリ、ウミウなどの海鳥の繁殖地の環境を適切に保持し、海鳥の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 妙高山鳥獣保護区火打山特別保護地区

(1) 区域

妙高山鳥獣保護区のうち、国有林上越森林管理署内、11林班中イ2、イ3の各小班、13林班中ロ1、ロ2の各小班、14林班中に、ロ2の各小班、16林班中イ、ロ3の各小班、37林班中ロ小班、39林班中イ小班、並びに40、41、42、43、44、47、48、49の各林班の区域。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

大規模生息地

イ 指定目的

多様な植生が混在する一帯で鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、特に国内希少野生動植物種、特別天然記念物に指定されているライチョウが生息しており、鳥獣の生息環境に著しく影響を及ぼすことのないよう留意する。

ウ 管理方針

定期的に巡視をするなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、上信越高原国立公園(妙高地区)に属しており自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

◎新潟県告示第1302号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
ケアプランセンター分水いちごの実	新潟県燕市五千石屋敷浦3223番地3	社会福祉法人新潟さくら会	平成26年9月1日

◎新潟県告示第1303号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
居宅介護支援事業所 悠プランサービス	新潟県村上市長井町 1番12号	株式会社悠プラン サービス	平成26年7月11日	平成26年8月31日

◎新潟県告示第1304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	住所	担当する医療の種類	休止年月日
高柳薬局	柏崎市高柳町岡野町 1777-2	育成医療・更生医療	平成26年6月30日

◎新潟県告示第1305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
センザイ薬局	長岡市千歳 2丁目5-32	育成医療・更生医療	平成26年9月1日

◎新潟県告示第1306号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
こしじ調剤薬局	長岡市飯塚中之島 2831	育成医療・更生医療	平成26年9月1日
ドラッグトップス新保店	長岡市新保 6丁目105番地	育成医療・更生医療	平成26年9月1日
フクシン薬局	阿賀町平堀1050-3	育成医療・更生医療	平成26年9月1日

◎新潟県告示第1307号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、粟島浦村の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
10月29日(水)	午後1時から4時まで	粟島浦村役場	粟島浦村全域
10月30日(木)	午前9時から正午まで		
10月31日から平成27年3月13日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日、平成27年1月2日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第1308号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の新発田土地改良区の定款の変更を平成26年9月10日認可した。

平成26年9月19日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1309号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区の定款の変更を平成26年9月4日認可した。

平成26年9月19日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第1310号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上越市の関川水系土地改良区の定款の変更を平成26年9月5日認可した。

平成26年9月19日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第1311号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良計画を適当と決定したので、平成26年9月22日から平成26年10月21日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年9月19日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
上越市 谷浜土地改良区	桑取	農業用排水施設整備(単農農業農村整備事業「かんがい排水」)事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	上越市役所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、長岡市及び燕市の一部を受益地域とする県営潟地区区画整理（経営体育成基盤整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年9月19日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成26年9月22日から平成26年10月21日まで
- 3 縦覧に供する場所
長岡市役所
燕市役所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成26年9月22日から平成26年10月21日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年9月19日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
阿賀町 阿賀町津川土地改良区	阿賀町津川	維持管理事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し 定款の写し	阿賀町役場	第48条

- 1 この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1314号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成26年7月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社高野木材
高野 正訓
- 3 主たる営業所の所在地
小千谷市片貝山屋町305-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第17878号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年7月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年7月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社カネコ商会
橋 隆之
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区入船町5-3935
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第14449号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年7月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
越後工業株式会社
横山 山人
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区嘉山294
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第39767号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年7月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
一建設工業株式会社
宗村 定雄
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区空港西1-12-14
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43462号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、鋼構造物工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年7月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社杉本工業
杉本 潔
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市戸野目古新田677
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第19930号
 - 5 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成26年7月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年7月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社アラック
伊藤 均
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区和合町1-10-20
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第23946号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年7月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
エムアイ株式会社
伊藤 静子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区寺尾前通2-3-6-201
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第41705号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年7月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社横鉄工業
横山 栄造
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字下吉野1806
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第19694号
 - 5 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年7月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
神田建設株式会社
神田 敏行
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市五十公野7074
-

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-22)第13172号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年8月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社耕雲舎
原 拓雄
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市関原南5-4933
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第44018号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年8月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社おのじま建設
小野嶋 慎介
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市太平451-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第9672号
 - 5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年8月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社横尾木工所
横尾 和弘
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市牧区国川1592-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第9698号
 - 5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年8月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社柳原組
-

柳原 正宗

3 主たる営業所の所在地

燕市小高376

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第22172号

5 処分の内容 清掃施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年8月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年8月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

夢工房均太木工

田中 均

3 主たる営業所の所在地

十日町市伊勢平治821

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第40160号

5 処分の内容 内装仕上工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年7月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年8月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

水澤電機株式会社

水澤 茂夫

3 主たる営業所の所在地

長岡市新産2-3-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第44446号

5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年8月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年8月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

椋沢リース株式会社

椋沢 行夫

3 主たる営業所の所在地

長岡市与板町本与板2435-7

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第7256号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年8月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年8月18日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社テーケーエール
竹石 昇
 - 3 主たる営業所の所在地
五泉市村松乙477-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第42062号
 - 5 処分の内容 建築工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年8月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社大場園芸
大場 育代
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市三瀬川568
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第30033号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年8月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
田中産業株式会社
田中 利之
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字土橋1928
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-22)第20088号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年8月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ナカヤマ
中山 功
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区津島屋7-210-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第43008号
 - 5 処分の内容 大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 平成26年8月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
大栄架設
飯島 大輔
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区船戸山字抜潟1094-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第44348号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年8月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新潟もくゆう
加藤 啓
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市上館甲1363
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第21785号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、管工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年8月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社須田工務店
須田 勝彦
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市大字野田2157
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第26644号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年8月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
相馬スレート建材株式会社
相馬 昌一
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市中央1-11-13
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第11448号
 - 5 処分の内容 屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成26年8月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社星野組
星野 光雄
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市沢田2-11-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第6072号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年8月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
丸徳建設
渡辺 俊昭
 - 3 主たる営業所の所在地
岩船郡関川村大字上関367
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第20653号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年8月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
鳥屋野建装
古俣 準二
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区鳥屋野2-4-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43610号
 - 5 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年8月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
渡辺工務店
渡辺 俊雄
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市大谷沢1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第40226号
-

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年8月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第1315号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(十日町地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営中山間地域総合整備事業 津南地区(赤沢換地区)確定測量)
- 2 作業期間 平成26年9月9日から平成27年1月31日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町大字赤沢 ほか 地内

◎新潟県告示第1316号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(十日町地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営農地環境整備事業 当間地区(上村換地区)確定測量)
- 2 作業期間 平成26年9月1日から平成27年2月13日まで
- 3 作業地域 十日町市当間 地内

◎新潟県告示第1317号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(柏崎地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営中山間地域総合整備事業 別俣地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成26年9月5日から平成27年3月6日まで
- 3 作業地域 柏崎市大字久米 ほか 地内

◎新潟県告示第1318号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塚山小国線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市小国町横沢字金沢前川原4750番から	新	5.4~11.2メートル	483.0メートル
同市小国町横沢字猿橋前川原265番8まで	旧	5.4~11.2メートル	483.5メートル

◎新潟県告示第1319号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 塚山小国線
- 2 供用開始の区間
長岡市小国町横沢字金沢前川原4750番から同市小国町横沢字猿橋前川原265番8まで
- 3 供用開始の期日 平成26年9月19日

◎新潟県告示第1320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市竜光字屏風岩750番6から	新	8.6～102.2メートル	698.9メートル
同市竜光字屏風岩740番1まで	旧	7.2～102.2メートル	698.7メートル

◎新潟県告示第1321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 柏崎高浜堀之内線
- 2 供用開始の区間
魚沼市竜光字屏風岩750番6から同市竜光字屏風岩740番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年9月19日

◎新潟県告示第1322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栃尾守門線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市福山新田字板落4番5から	新	8.4～67.0メートル	253.1メートル

同市福山新田字板落4番3まで	旧	8.4～17.2メートル	254.2メートル
----------------	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第1323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 栃尾守門線
- 2 供用開始の区間
魚沼市福山新田字板落4番5から同市福山新田字板落4番3まで
- 3 供用開始の期日 平成26年9月19日

◎新潟県告示第1324号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小国谷(1)地区	新発田市小国谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小国谷川地区	新発田市小国谷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

- 2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福沢(2)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家ノ前地区	三条市笹巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹巻(3)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹巻(4)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹巻(5)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福沢川地区	三条市笹巻	次の図のとおり	土石流
中山沢地区	三条市笹巻	次の図のとおり	土石流
笹巻(1)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	土石流

笹巻(2)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	土石流
笹巻(3)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	土石流
笹巻(4)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	土石流
笹巻(5)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1325号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小国谷(1)地区	新発田市小国谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小国谷川地区	新発田市小国谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福沢(2)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家ノ前地区	三条市笹巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹巻(3)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹巻(4)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹巻(5)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山沢地区	三条市笹巻	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成26年8月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人耕太郎農園

3 代表者の氏名

高波 耕太郎

4 主たる事務所の所在地

上越市安塚区牧野315番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民と障害者や高齢者に対して、地域社会を豊かで住みよくするための保健、医療又は福祉の増進に関する事業と農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動として、農業者の育成と都市との交流等を行い、これらの増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(3) まちづくりの推進を図る活動

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者が決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 調達件名及び数量

新潟県大気常時監視テレメータシステム賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県県民生活・環境部環境対策課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

平成26年7月31日

4 落札者の氏名及び住所

環境計測株式会社群馬営業所

群馬県前橋市南町3-23-10

5 落札金額

55,447,200円

6 契約方式

一般競争入札

7 入札公告日

平成26年6月20日

8 落札方式

最低価格

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 (仮称) ピアレマート十日町店
所在地 十日町市高山字水上820番地13外
設置者 株式会社スポット

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成26年5月9日

3 意見の概要**(1) 十日町市からの意見の概要**

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

- ・十日町市の中心市街地では、「十日町市中心市街地活性化基本計画」に基づいた多くの施策が始動している中である。また、これ以上大規模小売店舗が出店すると、中心商店街の空洞化の進行や大型店の過当競争による共倒れが憂慮されるため、消費者の利便性は既に確保されていることから、出店の自粛を要請する。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成26年9月19日から平成26年10月19日まで

病院局公告**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、血管造影X線撮影装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達にはWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年9月19日

新潟県立吉田病院長 田宮 洋一

1 入札に付する事項**(1) 購入等件名及び数量**

血管造影X線撮影装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年3月31日（火）

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-0242
新潟県燕市吉田大保町32番14号
新潟県立吉田病院経営課
電話番号 0256-92-5111 内線413

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成26年10月3日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

- 平成26年10月10日(金)午後2時00分
新潟県立吉田病院 2階 講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

①前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

②新潟県議会で当該入札案件に係る議案が否決された場合は、入札を無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased;

Angiography System [1]set

- (2) Deadline for bid submission

2:00P.M. October 10, 2014

- (3) For more information, contact;

Management Division, Department of Administration, Niigata Prefectural Yoshida Hospital
*address:32-14 Yoshida Daibo-cho, Tsubame-City, Niigata
〒959-0242
JAPAN
TEL 0256-92-5111 Ext. 413

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、負荷心電図システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年9月19日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
負荷心電図システム 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成27年2月27日（金）
- (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年9月29日（月）午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、硬性ビデオスコープについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年9月19日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

硬性ビデオスコープ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年2月27日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年9月29日(月)午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、麻酔記録装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年9月19日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

麻酔記録装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年2月27日（金）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2313
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- 4 入札、開札の日時及び場所
平成26年9月29日(月)午前11時
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A
- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否 要
 - (6) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (8) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - ② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、心臓カテーテル用検査装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年9月19日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
心臓カテーテル用検査装置 1式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成26年12月26日(金)
- (4) 納入場所
新潟県立新発田病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成26年9月29日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年10月1日(水)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、処置用気管支ビデオスコープについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年9月19日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

処置用気管支ビデオスコープ 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年12月26日(金)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成26年9月29日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年10月1日(水)午前11時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、全自動細菌検査システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年9月19日

新潟県立柿崎病院長 藤森 勝也

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
全自動細菌検査システム 1式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成26年12月19日(金)
- (4) 納入場所
新潟県立柿崎病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 949-3216
新潟県上越市柿崎区柿崎6412番地1
新潟県立柿崎病院経営課
電話番号 025-536-3131 内線116
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
平成26年9月25日(木)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年9月26日(金)午後2時00分
新潟県立柿崎病院 リハビリ室3

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立柿崎病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全自動尿分析装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年9月19日

新潟県立津川病院長 原 勝人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

全自動尿分析装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年11月28日（金）

(4) 納入場所

新潟県立津川病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-4497
新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地
新潟県立津川病院
電話番号 0254-92-3311 内線230
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
平成26年10月1日(水)午後3時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
平成26年10月7日(火)午前11時00分
新潟県立津川病院 機能訓練室
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、業務用冷凍庫・冷蔵庫について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年9月19日

新潟県立津川病院長 原 勝人

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
業務用冷凍庫・冷蔵庫 一式
- (2) 調達案件の仕様等
-

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年11月28日(金)

(4) 納入場所

新潟県立津川病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-4497

新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地

新潟県立津川病院

電話番号 0254-92-3311 内線230

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成26年10月1日(水)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年10月7日(火)午前11時00分

新潟県立津川病院 機能訓練室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、柏崎市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成26年9月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
高柳町総合センター	柏崎市高柳町岡野町 1971 番地	体育館 ステージ (旧3階大会議室、 体育館、ステージ)	810.00 75.60 (旧173.35、 810.00、75.60)	平成26年9月2日
岡野町集落センター	柏崎市高柳町岡野町 1743 番地 (旧柏崎市高柳町岡 野町字大地田1743番 地)	集会室	124.00	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
岡田集落センター講堂	柏崎市高柳町岡田 102 番地 6	講堂	661.00	平成26年9月2日